

令和7年度事業報告

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

I 概況

公益社団法人に移行し14年目を迎えた令和7年度においては、新しいルールの下での組織運営や事業活動は定着し、法人会活動を効率的、積極的に展開することができた。

事業の実施に当たっては、年間を通じて税知識の普及、納税意識の高揚、適正・公平な申告納税制度の維持・発展、税務行政の円滑な執行に寄与することなど、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の維持強化を図るため、会員確保、相互交流の深化による一層の連携強化に注力し、地域の活性化にも配慮しつつ各種事業に取り組んだ。主な事業活動の概況は、次のとおりである。

公益関係では、税を巡る諸環境の整備改善事業等として、キャッシュレス納付やインボイス制度を始め、税に関する研修会・セミナーの開催、税の広報活動、税の調査研究のための教材配布を行った。また、豊富な一流講師陣によるインターネットセミナーを活用した自己研修などの機会を提供した。これらの活動では、会員のみならず一般住民にも呼びかけ、より公益性を高めるものとした。

租税教育活動においては、小学校・高等学校・大学を訪問した租税教室の開催や税に関する絵はがきコンクール、税金クイズといった地域に密着した活動により法人会活動の公益性や存在感を高めることができた。

税制提言活動としては、法人会の最重要活動の一つとして、新潟県連と合同で今後の望ましい税制の在り方について提言をまとめ、全法連に提出した。また、新潟県連と連携して管内選出の国会議員や各市長・議会議長に対して提言を実施した。

地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業としては、講演会・簿記講座などの研修会・実務講座の開催や地域の福祉問題などの改善を目指して未使用タオルの寄付を募り、社会福祉団体に寄贈した。また、国の財政健全化に貢献できるよう節電啓発活動の実施や食品ロス削減啓発のため法人会版3010運動である「一期一会(15・10)のすすめ」として、懇親会等の場において普及と推進に努めた。

共益関係では、会員支援のための親睦・交流、福利厚生に資する事業として、通年で実施することとした会員増強運動による組織の強化、青年部会や女性部会、各地区会事業の充実、及び法人会会員の福利厚生に資する事業に取り組んだ。

各種事業活動は、予定どおり実施することができ、特に、優良経理担当者を表彰する会員支援事業の実施や会員交流事業である親善ゴルフ大会、賀詞交歓会を開催することで、会員や部会員の相互交流、研鑽に寄与した。

管理関係では、監事に外部の人材を選任することで法人会運営や理事会運営の活性化を図る体制を整え、事業の活動体制の維持向上に努めた。総会、理事会及び各部会会議など諸会議は、全て計画どおり開催した。

Ⅱ 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備改善事業等

(1) 税に関する研修・セミナー事業

ア. 研修会・セミナー

税に関する研修・セミナーは、税制改正、税金に関する講演・研修会、決算期別説明会を実施し、開催状況は以下のとおりである。一般企業も参加した。

研修会・セミナー開催状況

テ ー マ	参加人数	実施回数	講 師
手形・小切手制度廃止への対応、デジタル化・キャッシュレス化への対応 (R7.9.11)	58名	1回	第四北越銀行 事業統括部副部長 小林 紀美氏 第四北越銀行 事業サービス部調査役 長谷川 里恵氏 三条税務署 担当官
税務行政の将来像 (R7.5.14、R7.5.15)	41名 24名	2回	三条税務署長 曾 我 高 志 氏
税務行政の課題と取組 (R7.12.8)	22名	1回	三条税務署長 北 上 幸 夫 氏
キャッシュレス納付の現状等について (R7.12.9)	39名	1回	三条税務署長 北 上 幸 夫 氏
税金よもやま話 (R7.4.22、R7.5.23)	8名 8名	2回	三条税務署 担当官
年末調整研修会 (R7.11.21)	85名	2回	三条税務署 担当官
決算期別説明会 (4・8・10・2月、3会場)	155名	12回	三条税務署 担当官
合 計	440名	21回	

イ. インターネットセミナー

新しい研修会の形態として、会員は無料で視聴できるインターネットセミナーのコンテンツの提供を行い、様々で豊富なジャンルのセミナーや講演を都合の良い時に視聴できるようにした。

各種セミナーは、税務・経営・労務・健康・人材育成等、広範囲の内容で700タイトル以上のコンテンツを配信し、アクセス数及び利用者数は増加傾向にある。令和7年度の利用状況は、以下のとおりである。

令和7年度 月 別 利 用 状 況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
アクセス数	836	676	700	665	1,028	1,102	805	431	446	535	641	583	8,448
一般利用者数	2	6	6	15	9	13	14	11	9	13	18	7	123
会員利用者数	101	95	125	111	146	158	114	66	65	62	85	72	1,200

ウ. 税を考える週間記念講演会

新潟県税務団体協議会主催の税を考える週間記念講演会に参加した。

開催日 令和7年11月28日

場 所 アオーレ長岡

演 題 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
～税務を起点とする事業者のデジタル化～

講 師 関東信越国税局 総務部長 小森 敦 氏

参加者 7名

(2) 租税教育活動

ア. 租税教室等の実施

当会も参画する租税教育推進協議会では、小学校31校で租税教室を開催し、三条税務署・新潟地域振興局・市町の税務担当者、三条法人会青年部会員、三条青色申告会役員、関東信越税理士会三条支部税理士が児童に税の使い道や意義について分かりやすく説明を行い、税について考える機会を提供した。教室終了後には、税の仕組みが分かるまんが冊子や蛍光ペンなどを贈呈した。

中学生に対しては、管内税務団体協議会として「税に関する作文」の募集を行い、応募者には記念品を贈呈した。

高校生に対しては、三条税務署や地元税理士会の協力を得て管内高校で租税教室を開催した。

大学生に対しては、新潟経営大学で租税教室を開催し、講義で使用する教科書を贈呈した。

① 大学生の租税教室

10月 1日 新潟経営大学 59名

② 高校生の租税教室

11月 5日 加茂暁星高等学校 140名

6日 創進学園高等学校 65名

20日 県立三条商業高等学校 129名

12月 4日 県立三条東高等学校 60名

1月14日 県立見附高等学校 110名

③ 中学生の租税教育

三条市 第一・第二・第三・第四・本成寺・大島・栄・下田中学校、大崎学園 529名

加茂市 葵・七谷・若宮・須田中学校 92名

見附市 今町・西・見附・南中学校 228名

田上町 田上中学校 69名

④ 小学生の租税教室

三条市 一ノ木戸・裏館・上林・井栗・旭・西鱈田・月岡・保内・須頃・嵐南・栄中央・栄北・大面・長沢・森町・飯田小学校、大崎学園 677名

加茂市 加茂南・下条・須田・七谷・石川小学校 144名

見附市 見附・見附第二・名木野・田井・葛巻・新潟・今町小学校 293名

田上町 田上・羽生田小学校 74名

イ. 税に関する絵はがきコンクールの実施

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかを小学校高学年の児童が知り、理解と関心を深められるよう税に関する絵はがきの作品を募集し、優秀作品を表彰した。

募集期間 4月14日～9月12日

募集対象 三条市・加茂市・見附市・田上町内の小学校 36校 1,214名

表彰 11月14日、25日

ウ. 税金クイズの実施

税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのかについて、市民から理解と関心を深めてもらえるよう、地域のイベントを活用して実施した。

8月 9日 やさしい道の駅たがみ 60名

(3) 税の広報活動

ア. 会報「三条法人会だより」を年2回発行し、会員及び関係機関に配付

イ. 全法連会報「ほうじん」を年4回(季刊発行)会員に配付

ウ. 税務団体協議会(税団協)共同機関誌「税の窓」を年2回会員に配付

エ. 地元紙に確定申告期に合わせて税の広告を掲載

- オ. 税制改正に関する内容をリーフレット等にまとめ、年3回会員に配付
- カ. 国税庁LINE公式アカウントの周知リーフレットを会員に配布
- カ. 国税e-Tax、地方税eLTAXの利用状況に関するアンケートを実施
- キ. 地方税の特別徴収に関するリーフレットを会員に配布
- ク. ホームページに各種研修会のお知らせを掲載し、一般市民への参加案内を実施

(4) 研修用教材の作成・配付

税法・税務関係の研修会を法人会の中心的研修事業として、各種テキスト等を作成し、研修会の開催時等に会員及び一般市民に配付した。配付したテキスト等は、次のとおりである。

- ア. 令和7年度税制改正のあらまし
- イ. 令和7年度会社の決算・申告の実務
- ウ. 令和7年度版会社取引をめぐる税務Q&A
- エ. 令和7年度版源泉所得税実務のポイント
- オ. 令和7年分わかりやすい年末調整実務のポイント
- カ. 令和7年分会社役員のための確定申告実務ポイント
- キ. 自主点検チェックシート
- ク. 国税・地方税のキャッシュレス納付、手形・小切手制度廃止に向けた現状・代替代用手段「でんさい」
- ケ. 小学校向け租税教育用まんが「おじいさんの赤いつぼ」
- コ. 租税教育用テキスト「キミも納めてる！税金どこ行くの？タックスフントとけんたくん」
- サ. 令和8年度 速報版 税制改正のあらまし

(5) e-Taxの普及定着及びキャッシュレス納付の利用拡大など電子化に向けた取組

新潟県内では官民・金融機関を挙げて「新潟県下一斉キャッシュレス納付推進共同宣言」を採択し、この推進を図っている。全会員に対して実施したe-Tax、eLTAXに関するアンケート調査によりニーズのある会員を把握して金融機関を紹介し、個別で相談に応じる体制を整えた。

2. 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

三条法人会では、4月1日に実施した「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果を全国法人会総連合（全法連）へ提出した。

新潟県法人会連合会（県連）では、「日本経済は燃料高や円安、米国の関税政策、ウクライナ情勢などで物価上昇と景気減速の懸念が強まっている。中小企業は原材料高や人手不足、最低賃金上昇で打撃を受けており、DXによる省力化や生産性向上を促す税・財政政策が不可欠とされる。法人税制や事業承継税制の見直しを優先課題として強く要望し、効果的な提言となるよう重点項目を明確化する。また、長年進展のない要望項目については検討状況の開示も求めていく。」として、以下のとおり「令和8年度税制改正要望事項」をまとめた。

令和8年度税制改正要望事項

第一 はじめに

世界的な燃料価格の上昇や円安の進行に伴って輸入物価が押し上げられ、日本経済は物価が上昇し、金利のある世界へと転換してきた。また、米国の関税政策により世界経済の混乱も生じてきており、ロシア・ウクライナの紛争の見通しも定まらない中、世界的な景気減速が懸念される。

こうした中、地域経済と雇用を担う中小企業は、原材料価格の上昇や少子高齢化と人口減少に伴う人手不足、最低賃金の引き上げにより相応に毀損しており、それらからの再起・活性化が不可欠であり、さらなる大胆な税・財政政策が求められる。ただし、それらの政策と

して減税や一時金支給などの議論があるが、今後の財源を含めた検討が重要である。

基本的に、DX化を中心とした省力化や生産性の向上など、事業構造改革を促すための税・財政政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要で、超高齢化社会が急速に進展する中、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立が引き続き重要な課題である。また、地方活性化の中心的な役割を担う中小企業の事業承継などの支援も必要である。

税制改正要望にあたり、法人税制と事業承継税制への取組が中小企業活性化への喫緊の課題と認識する中、今後の要望についてより強いトーンで要請して行くことが必要であると認識している。そのため、要望事項の構成で総論において、重要度の高い順に列記するべきであるとして、昨年までの「行財政改革の徹底」に優先して法人税制、事業承継税制、消費税制、地方税の順に言及することで重点項目を明確化することにより、効果的な提言となるものと考えられる。

さらに、税制改正要望において、長年に渡って要請しているにも関わらず、進展のない項目について、その検討状況の開示やさらに進捗させるための条件面などについて公表することを求めている。

第二 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、エネルギー、原材料価格の上昇や賃上げの要請など一段と厳しい経営環境におかれている。事業の継続や新規分野への展開を支援するための税制の拡充、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していくことが強く求められる。また、近年、政策の効果について実証を重視した議論が求められており、ターゲットを絞った政策実施やメリハリのある法人税体系を構築されることが期待される。

1. 法人税率の軽減措置

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が令和9年3月まで延長されたが、所得の高い中小企業等については見直しを行うとともに、大多数の零細中小で収益力の低い企業を対象として、引き続き本則化することを要望する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600万円程度に引き上げることを求める。なお、これらの要望を長年受け入れられない理由、または受け入れるための条件等について示していただきたい。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充していくことが必要である。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げ損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長する。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するにあたって、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する

4. 賃金引上げのための優遇税制

賃上げは人員確保のために必要対策になっており、黒字企業のみ有効な税優遇に限らず、中小法人全般に効果的な優遇措置が必要である。

経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、優遇措置に対する要件の緩和等を引き続き検討が必要である。

5. 中小企業の事務負担の軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。定額減税時の混乱など、事業者の過大な事務負担を強いた反省から、今後急な税等に関する事務変更が必要となった場合、既存事務への負荷増加にならないように配慮する制度設計をすること、及び、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）

の推進につながるような特段の支援が必要不可欠である。

第三 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものである。

少子化が進む中で、事業継承の件数全体に占める親族外の第三者継承の割合が高まってきているなか、後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化すべきである。そのために、

1. 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
2. 取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す
3. 相続税、贈与税の納税猶予制度を免除制度に改める

これらの要望実現は中小企業の事業承継における喫緊の課題であり、期限を定めて実現の方向性、見直しについて示すことを強く望む。

なお、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置が特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）をもって延長されないこととなっているが、有効な代替え案が明示されるまでは継続することを強く要望する。令和9年12月末で特例措置期間が終了するが、期限終了時には中小企業の事業用資産の円滑な移転が可能となるようなメリハリのある納税免除等の「特例」の新設が求められる。但し、新設にあたっては利用しやすさなど、中小企業目線での制度設計を強く要望する。

第四 消費税制について

軽減税率の導入は、事業者の人的経済的負担や税収減などから、制度は見直すべきであり、弾力的な対応を望むところだが、昨今の物価対策、景気対策において大幅な減税のための見直しが議論されることがあるが、その見直しにおいても、単純でわかりやすく、企業の事務負担が少なく、社会保障と税の一体改革に配慮された運用を強く要望する。

また、令和5年10月に導入されたインボイス制度について、事業者の事務負担やコストが増加することや免税事業者が商取引から排除される恐れがある。課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。併せて、仕入税額控除の特例や消費税の2割特例が適用されているが、そもそも対象として小規模事業者が多いことから、事務負担の軽減の観点から特例を本則化するべきである。

さらに、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。インボイス制度に伴う事務は生産性や売上、利益に貢献しない業務であり、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

第五 地方税制について

1. 固定資産税評価見直し

固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ、過大な負担となっている。評価時期や負担水準など、抜本的な見直しを行うべきである。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税について

事業所税は、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

第六 行財政改革の徹底

1. 財政健全化と行政改革の徹底

令和7年度予算編成は、歳入115.5兆円のうち、税収は78.4兆円、国債の新規発行額は28.6兆円であり、公債依存度は24.8%となっている。また令和7年度末の国および地方の長期債務残高は1,330兆円となる見込みである。

本年1月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における2025年度の基礎的財政収支対GDP比は、▲0.7%（▲4.5兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのには2026年度となる見込みである。

財政健全化は国家的課題であり、将来世代への負担の先送りを回避するため、歳出・歳入の一体的改革に取り組むこと等が極めて重要であり、歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、実効性ある計画を策定し、着実に改革を実行することが求められる。

政府では防衛費増額や少子化対策、今般の物価高、米国関税引き上げに伴う景気対策などその安定財源の確保に向けた議論がきわめて重要である。

持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する中、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期すことが重要であり、経済あつての財政であり、経済の立て直しを第一義に行い、財政健全化に向けて取り組むことが必要である。

行政改革を徹底するに当たっては、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 議員定数・報酬等の歳費の削減と選挙制度改革
- (2) 特殊法人改革等の推進
- (3) 積極的な民間活力の導入
- (4) 特別会計の抜本的改革
- (5) 予算執行についてのチェック体制強化
- (6) 国、地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

2. 社会保障制度改革推進について

「社会保障制度」について、適正な「負担」と「給付」の「重点化・効率化」により社会保障給付費を抑制することが必要と考えられる。団塊の世代全員が後期高齢者となり、今後さらに医療と介護の給付費増加等が懸念されるなど、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。

日本は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えており、今はまさにそれに対処するために積極的に具体策を実行していかなければならない重要な時期にあたる。ここにおいて、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿を描くこと、そして、その実現に向けて社会保障政策が取り組むべき課題を総合的かつ明確に示すことは、極めて重要である。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要であり、医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

すなわち、社会保障制度での中小企業で過度な保険料負担増加を抑え、経済成長を阻害しないように配慮する必要がある一方、高所得高齢者の年金支給方法の見直し、負担能力に応じた診療報酬の見直し、中低所得層への児童手当の更なる見直し、介護保険においても介護必要者の見極めなど、持続可能な社会保障制度を構築のために、「負担」の確保と「給付」の見直しが必須である。

また、いわゆる「年収の壁」により就労調整が行われ、中小企業が人手不足となっていることを鑑み、今年度一部見直しがおこなわれたが、引き続き、女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障のあり方について検討することが必要である。

3. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難く、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

制度の運用に当たっては、個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じることが重要である。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 無形減価償却資産

ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。

(3) 引当金

退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。

(4) 法人税の延納

不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。

(5) 申告書の提出期限

会社法上の決算事務を人手不足や税理士の負荷増加から2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。なお、長年要望しているが、実現しない理由等について明示いただきたい。

(6) 電話加入権の損金算入

電話加入権については、昨今の電話の普及状況を鑑み、非償却資産から減価償却資産に見直し、損金算入を認めること。

(7) 耐震補強工事による特別償却

建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

2. 所得税関係

所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきです。「所得の壁」を取りはらい、社会保険、雇用保険を全て所得に比例させることや医師に優遇される税制など業種による税負担の違いなどを見直していくことなども検討するべきである。また、所得税の特別徴収や年末調整など企業の事務的負担が増大しており、事務負担軽減に取り組んでいただきたい。

(1) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。特に、人的控除については改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(2) 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

(3) 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

(4) 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

また、病気の予防が医療費の削減につながることから、予防接種、人間ドック費用も控除対象医療費として認めるべきである。

(5) 源泉納付

源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

(6) N I S A口座複数金融機関での開設

金融機関毎でN I S A対応商品が異なることから、幅広い商品選択のニーズに応えるため、マイナンバーカードで限度額管理の上、複数金融機関での口座開設を可能とする。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税基礎控除の見直し

少子化に伴う法定相続人の数は減少傾向、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が増加していることから、基礎控除のあり方を見直し、最低でも10年前の引き下げ前の(5,000万円+1,000万円×法定相続人数)水準にまで引き上げること。また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である

(2) 贈与税基礎控除の見直し

経済の活性化や子育て世代への資産の移転に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(4) 贈与税の配偶者控除の引き上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

(5) 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。

(6) 課税財産の見直し

相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

4. 消費税関係

(1) 消費税の確定申告書の提出期限

消費税の確定申告書の提出期限は、法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内(現行2か月以内)とする。

(2) 消費税の届出書の提出期限

消費税の各種届出書の提出は、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限(現行は課税期間の開始日の前日)まで延長する。

5. 印紙税関係

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、紙に対して課税される印紙税は意味がなくなっており、廃止するべきである。

(2) 要望実現のための提言活動の展開

全法連、各県連及び単位会ともに、要望実現のための提言活動を展開した。

三条法人会としては、会長、要望活動市の地区会長、税制委員長及び事務局長が三条市長、加茂市長、見附市長、三条市議会議長、加茂市議会議長及び見附市議会議長に対し、提言の趣旨を伝え、提言書を提出した。さらに、管内選出の国会議員に対しても現状を説明し、提言書を提出した。

令和7年11月21日、12月1・2日

(3) 法人会の税制改正要望の主な実現事項(全法連)

法人会が要望した項目のうち、改正が行われた箇所は以下のとおりである。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行っておりまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

【事業承継税制】

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

【消費税制】

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入れ額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

【所得税】

1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。 また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

2. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

【地方税】

固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）未満に引き上げられます。

(4) 全法連・令和8年税制セミナーへの参加

開催日 令和8年2月16日

場所 ハイアットリージェンシー東京（ライブ配信により受講）

内容 第1講座 「令和8年度税制改正について」

講師 財務省大臣官房審議官 中島 朗洋 氏

第2講座 「税と社会保障の一体改革に向けての課題」

講師 慶應義塾大学経済学部教授 土居 丈朗 氏

参加者 三条法人会 4名

3. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 令和7年度の経営支援に関する研修会の実施状況

令和7年度の研修会開催状況は、以下のとおりである。

項目別研修会開催状況

テーマ	参加人数	実施回数	講師
地域経済の動向について (R7. 5. 22)	22名	1回	三条信用金庫 地域経済研究所 所長 渋谷 恒夫 氏
不確実な時代に勝ち残る企業経営 ～ハッピーマネープロジェクト～ (R7. 6. 13)	80名	1回	経済ジャーナリスト 内田 裕子 氏
ココロを動かすデザイン (R7. 12. 8)	20名	1回	(有)エムズグラフィック 取締役社長 樋口 由賀利 氏
若き力士 大の里に学ぶ ～変化の時代を生き抜くための 「人間力」の磨き方～ (R8. 2. 4)	80名	1回	大相撲愛好家アナウンサー 田中 知子 氏
健康の秘訣～新春ジャズとポップスのタベ～ (R8. 2. 13)	44名	1回	吉田 睦 氏、 阿部泰比古氏、佐藤アルト氏
日商3級簿記講座 (R7. 8. 26～11. 4)	160名	17回	アトラス税理士法人 代表税理士 松崎 孝史 氏
基礎から学べる「日商簿記3級」講座 (R7. 9. 16～11. 7)	73名	15回	税理士法人山口会計パートナーズ 社員税理士 西丸 保幸 氏
合計	479名	37回	

(2) 研修用教材の配布

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であり、各種テキスト等を作成し、研修会の開催時等に参加者に配付した。配付したテキスト等は、以下のとおりである。

- ・日商簿記3級問題集
- ・検定簿記ワークブック3級

(3) 社会貢献活動

ア. タオルの寄贈

セミナー等参加の際に女性部会員等が持参した未使用タオルや三条桜優会から寄贈品として預かったもの1,100枚を令和7年12月3日に見附市社会福祉協議会へ寄贈した。地域社会貢献活動の一環として毎年度継続実施している。

イ. 節電いちごプロジェクトの実施

全会員に節電啓発パンフレットを配付した。また、夏祭り等の機会をとらえて各地区会で節電うちわを配布し、節電の啓発に努めた。

ウ. 食品ロス削減啓発の実施

法人会版3010運動である「一期一会(15・10)のすすめ」として、食品ロス削減啓発のための三角POPを活用して懇親会等の場において普及と推進に努めた。

Ⅲ 共益関係

1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

当会の会員数は、会員企業の解散や廃業等により減少傾向にある。会員増強については、会員増強運動特別月間を令和5年度から通年運動に拡大して、役員一人一人が獲得運動を推進し、一人1社以上の獲得を目標として運動を行っている。

また、例年どおり提携保険会社3社並びに税理士会三条支部、青年部会、女性部会及

び各地区会にも協力を要請した。

ア. 新設法人データを活用した。

イ. 各種研修会の会場で法人会のPRを行い、加入促進に努めた。

(2) 会員移動状況

期首会員数	期中移動		期末会員数
	入会	退会	
1,517	13	54	1,476

※所管法人数3,345(令和7年6月末現在)、加入率44.1%

(3) 広報活動の充実

入会促進や福利厚生に関する次のリーフレット等を全会員に配付した。また、「税に強い経営者が次世代を支える！」をキャッチフレーズとしたポスターを法人会各種行事の会場に貼り出し入会促進のためのPRを行った。

- ・法人会のご案内、連携保険会社の商品紹介、健康に関する講演会、経営革新セミナーのご案内、法人会福利厚生制度の紹介

(4) 部会等事業の充実

ア. 青年部会活動

当部会の「租税教育活動」として、税団協による小学校租税教室の講師を持ち回りで担当するとともに、管内の高校生を対象にした租税教室も共催し、租税教育の推進に努めた。

県内外の青年部会との合同視察研修を実施し、現状における情報の交換や交流を深めた。

事業名等	開催数等	出席者数
定時総会の開催 (R7.5.22)	1	22
研修会・講演会の開催 (R7.4.22、5.22、9.19、R8.2.13)	4	61
会議等の開催 (R7.4.22、8.4、R8.3.24、租税教室14日間)	17	67
その他会議等への参加 (R7.5.8、6.27、10.1、10.9、11.20、R8.1.16、2.6)	7	19

イ. 女性部会活動

税に関する絵はがきコンクールの開催や社会貢献活動の一環として、節電啓発や食品ロスの削減に関するチラシの配布、研修会等において収集した未使用タオルの福祉施設への寄贈を行った。

部会員を対象にした税務署長による「やさしい税金」等を開催し、税に関する理解を深めた。

新潟県法人会連合会女性部会連絡協議会合同セミナーを当部会が開催運営を主管し、県内部会員が盛大に交流を深めた。

事業名等	開催数等	出席者数
定時総会の開催 (R7.5.27)	1	29
研修会・講演会の開催 (R7.5.23、27、12.8、R8.2.13)	4	79
会議等の開催 (R7.4.23、5.23、7.25、10.1)	12	96
その他会議等への参加 (R7.7.18、7.24、10.24、11.14、12.2、12.3)	6	33

ウ. 各地区会活動（5地区会）

税務署との共催による決算期別説明会の開催や簿記講座の開催、講演会の開催など、地区の実情に応じた活動を展開した。

事業名等	開催数等	出席者数
定時総会の開催 (R7.4.17、5.14、5.15)	3	77
研修会・講演会の開催 (R7.5.14、8.26～11.4、9.16～11.7、12.11)	34	290
会議等の開催 (R7.4.30、5.7、5.14、5.15、10.9、R8.3.10)	6	41

エ. 会員数等

部会等	期首会員数	入会	退会	増減	期末会員数
青年部会	86	2	5	△3	83
女性部会	57	1	6	△5	52
三条地区会	878	7	30	△23	855
加茂地区会	214	3	7	△4	210
見附地区会	216	1	10	△9	207
田上地区会	75	1	2	△1	74
栄下田地区会(栄)	76	0	2	△2	74
栄下田地区会(下田)	58	1	3	△2	56

(5) 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員及び法人会の両者にとって大きなメリットをもたらし、特に法人会の財政基盤の安定化につながることから、会員増強及び契約数の拡大に関して役員、厚生委員が中心となって活動を展開した。

ア. 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会の役員と協力保険会社との連携を深めるため、法人会福利厚生制度推進連絡協議会を開催した。(令和7年12月9日)

イ. 協力保険会社と連携し、役員の保険加入の推進に努めた。

令和8年3月末現在	経営者大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	25.9%	14.8%	16.9%
加入企業数	383社	218社	249社

(6) 会員支援事業

会員企業において顕著な功績のあった優良経理担当者を税務団体協議会合同納税表彰式で表彰した。

ア. 表彰要件 被表彰者は、当会会員事業所に勤務する者のうち、次のいずれかに該当し、当事業所の申告納税が良好の成績を納めているもの。

- ・現在、経理関係の事務に携わっており、令和7年4月1日現在で経理事務の経験年数が男子10年以上、女子5年以上の者
- ・現在（または過去の相当期間）経理部門を主に担当し、指導的立場にあって功労顕著につき社長が特に推薦する者

イ. 被表彰者 8社 9名

ウ. 表彰日 令和7年11月14日

優良経理担当者表彰の主旨

企業経営にとって、経理と税務は、極めて大きなウェートを占め、全ての原点であることはいままでもありません。経理担当者は日常地味ではありますが、企業にとっては最も中核的な部門を担当していることから、その資質の良否が企業の伸長に大きく影響します。このことから、功労顕著な者を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものです。

(7) 会員交流事業

ア. 第25回三条法人会親善ゴルフ大会

会員の活発な交流と親睦を深めるため、親善ゴルフ大会を開催した。

開催日 令和7年6月19日

場所 下田城カントリー倶楽部、ジオ・ワールド ビップ

参加者数 85名

イ. 新春講演会並びに賀詞交歓会

会員の活発な交流と親睦を深めるため、新春講演会並びに賀詞交歓会を開催した。

開催日 令和8年2月4日

場所 ジオ・ワールド ビップ

テーマ 若き力士 大の里に学ぶ

～変化の時代を生き抜くための「人間力」の磨き方～

参加者数 80名

IV 管理関係

1. 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めた。ホームページや会報誌を充実し、情報の発信や会活動のPRを行った。

2. 諸会議等の開催状況

(1) 通常総会

開催日 令和7年6月13日

場所 餞心亭おゝ乃

出席者数 864社（委任状を含む。）

決議事項

第1号議案 令和6年度決算報告承認の件

第2号議案 役員改選（案）の件

第3号議案 その他

報告事項

① 理事会承認事項

令和6年度事業報告

令和7年度事業計画

令和7年度収支予算

② その他

(2) 理事会

第1回理事会

開催日 令和7年5月9日

場所 三条ロイヤルホテル

出席者数 29名

決議事項

第1号議案 令和6年度事業報告承認の件

第2号議案 令和6年度決算報告承認の件

第3号議案 第14回通常総会提出議案に関する件

第4号議案 その他

報告事項

① 会員数の状況について

② 今後の会議等日程について

③ その他

臨時理事会

開催日 令和7年6月13日

場所 餞心亭おゝ乃

出席者数 28名

決議事項

第1号議案 会長(代表理事)、副会長、常任理事、委員会所属委員の選任の件

第2回理事会

開催日 令和7年12月9日

場所 二洲楼

出席者数 28名

決議事項

第1号議案 会員増強策の推進及び令和7年度会員数の状況について

第2号議案 その他

報告事項

- ① 令和8年度税制改正に関する提言について
- ② 合同納税表彰における三条法人会関係の表彰について
- ③ 事業経過報告について(令和7年4月1日～11月30日)
- ④ 令和7年度後期の会議・事業予定について
- ⑤ 令和7年度新春講演会・賀詞交歓会について
- ⑥ 外部役員及び健康経営委員会の設置状況について
- ⑦ その他

第3回理事会

開催日 令和8年3月17日

場所 三条ロイヤルホテル

出席者数 28名

決議事項

第1号議案 公益社団法人三条法人会 会費に関する規程の一部改正の件

第2号議案 優良経理担当職員の表彰の件

第3号議案 令和8年度の事業計画(案)、収支予算(案)等承認の件

第4号議案 令和8年度の第1回理事会及び第15回通常総会の開催の件

第5号議案 その他

報告事項

- ① 令和8年度全法連・県連功労者表彰候補者の推薦等について
- ② 令和7年度予算執行状況について
- ③ 会員数の状況について
- ④ その他

(3) 正副会長会議

第1回正副会長会議

開催日 令和7年6月3日

場所 越前屋ホテル

協議事項

第1号議案 役員改選に関する件

第2号議案 第14回通常総会に関する件

第3号議案 臨時理事会の開催に関する件

第4号議案 その他

第2回正副会長会議

開催日 令和7年12月9日

場所 二洲楼

協議事項

第1号議案 会員増強策の推進及び令和7年度会員数の状況について

第2号議案 理事会(福利厚生制度推進協議会を含む。)の開催について

第3号議案 その他

報告事項

- ① 令和8年度税制改正に関する提言について
- ② 合同納税表彰における三条法人会関係の表彰について
- ③ 事業経過報告(令和7年4月1日～11月30日)について
- ④ 令和7年度後期の会議・事業予定について
- ⑤ 令和7年度新春講演会・賀詞交歓会について
- ⑥ 外部役員及び健康経営委員会の設置状況について
- ⑦ その他

第3回正副会長会議

開催日 令和8年3月12日

場所 三条ロイヤルホテル

協議事項

- 第1号議案 令和8年度役員体制の件
- 第2号議案 公益社団法人三条法人会 会費に関する規程の一部改正の件
- 第3号議案 優良経理担当職員の表彰の件
- 第4号議案 令和8年度の事業計画(案)、収支予算(案)等の件
- 第5号議案 令和8年度の第1回理事会及び第15回通常総会の開催の件
- 第6号議案 その他

報告事項

- ① 令和8年度全法連・県連功労者表彰候補者の推薦等について
- ② 令和7年度予算執行状況について
- ③ 会員数の状況について
- ④ その他

(4) 監事会

開催日 令和7年4月24日

場所 三条商工会議所会館

内容

- ① 令和6年度事業会計監査について
- ② その他

(5) 三条法人会親善ゴルフ大会実行委員会

第1回実行委員会

開催日 令和8年1月19日

場所 三条ロイヤルホテル

協議事項

- ① 第25回大会の実績報告について
- ② 第26回大会の開催について

第2回実行委員会

開催日 令和8年2月3日

会議方法 書面協議

協議事項

- ① 実施要項に関する件について
- ② その他

(6) 総務広報委員会

第1回委員会

開催日 令和7年7月29日

場所 三条ロイヤルホテル

協議事項

- ① 三条法人会だより第53号発行の実績報告について
- ② 三条法人会だより第54号編集計画の検討と原稿依頼について
- ③ その他

第2回委員会

開催日 令和7年11月5日

場所 三条ロイヤルホテル

協議事項

- ① 三条法人会だより第54号発行の実績報告について
- ② 三条法人会だより第55号編集計画の検討と原稿依頼について
- ③ その他

(7) 福利厚生制度推進連絡協議会

開催日 令和7年12月9日

場所 二洲楼

協議事項

- ① 福利厚生制度の推進について

(8) その他関係会議等参加

開催日	会議名	場所等	出席者
7. 5. 13	税務団体協議会（税団協）正副会長会議	三条商工会議所会館	3
5. 14	県連総務委員会	にいがた法人会館	1
5. 20	税団協「税の窓」広報委員会	三条商工会議所会館	1
5. 21	県連理事会	ホテルイタリア軒	3
6. 10	県連税制委員会	にいがた法人会館	1
6. 11	税団協定時総会	ジオ・ワールド ビップ	8
6. 16	県連通常総会	ホテルイタリア軒	8
6. 30	三条市租税教育推進協議会総会（書面協議）		1
7. 15	全法連広報委員会（Web参加）	全法連会館	1
7. 25	県連組織・厚生合同委員会	ホテルイタリア軒	2
8. 26	局連正副会長会議	ホテルブリランテ武蔵野	1
8. 26	局連令和7年度通常役員総会	ホテルブリランテ武蔵野	1
9. 24	県連理事会及び福利厚生連絡協議会	ホテルイタリア軒	4
9. 26	県連事務局会議並びに研修会	万代シルバーホテル	2
12. 3	税団協「税の窓」広報委員会	三条商工会議所会館	1
12. 23	県連事務局長会議	新潟グランドホテル	1
8. 1. 26	全法連事務局セミナー（Web参加）	ハイアットリージェンシー東京	2
1. 28	県連総務委員会	にいがた法人会館	1
2. 5	県連理事会・国税局幹部との協議会	ANAクラウンプラザホテル新潟	3
2. 13	全法連広報委員会（Web参加）	全法連会館	1
3. 13	県連健康経営プロジェクト研修会	にいがた法人会館	1

(9) その他行事参加

開催日	会 議 名	場 所 等	出席者
7. 10. 16	法人会全国大会（高知大会）	県立県民文化ホール	1
11. 14	三条税務署管内税団協合同納税表彰式	ジオ・ワールド ビップ	13
11. 26	局連事務局セミナー（Web参加）	オンライン配信	2
11. 28	税を考える週間 記念講演会	アオーレ長岡	7
12. 2	県連年末特別講演会	ANAクラウンプラザホテル新潟	16
8. 1. 21	全法連新年賀詞交歓会	帝国ホテル	1
2. 16	全法連税制セミナー（Web参加）	ハイアットリージェンシー東京	4
3. 7	県連地域社会貢献 特別講演会	ANAクラウンプラザホテル新潟	8

(10) 青年部会関係

- 令和7年 4月22日 監事会・役員会
5月 8日 租税教室講師養成研修会
5月20日 租税教室（～12月18日、11校、14回実施）
5月22日 定時総会・講演会
6月27日 県連正副部会長会議
9月19日 三条・新津・燕西蒲法人会合同視察研修会（三条）
8月 4日 役員会
10月 1日 税に関する絵はがきコンクール審査会
10月 9日 県連合同セミナー（新津）
11月20日 全法連全国青年の集い（山梨）
令和8年 1月16日 県連正副部会長会議
2月 6日 局連部会長勉強会（Web参加）
2月13日 青年部会・女性部会合同新春懇談会
3月24日 正副部会長会議

(11) 女性部会関係

- 令和7年 4月23日 県連合同セミナー実行委員会（～9月24日、4回実施）
5月23日 監事会・役員会
5月27日 定時総会・施設見学会（株FAMS（ファムス））
7月23日 節電いちごプロジェクト（節電の啓発）
7月24日 県連正副部会長会議
7月25日 節電いちごプロジェクト（～10月4日、6地区で啓発活動）
9月18日 全国女性フォーラム北海道大会
10月24日 県連合同セミナー（三条）
10月29日 食品ロス削減に向けた啓発
10月 1日 税に関する絵はがきコンクール審査会
11月14日 税団協合同納税表彰式
12月 2日 局連合同セミナー（群馬）
12月 3日 タオルの寄贈（見附市社会福祉協議会）
12月 8日 セミナー&やさしい税金教室
12月24日 節電いちごプロジェクト（節電の啓発）
令和8年 2月13日 青年部会・女性部会合同新春懇談会
3月13日 正副部会長会議（書面協議）

(12) 地区会関係

令和7年	4月28日	田上地区会	臨時総会
	4月30日	見附地区会	正副会長会議
	5月7日	見附地区会	役員会
	5月14日	三条地区会	役員会・定時総会
	5月15日	加茂地区会	役員会・事業報告会(総会)
	10月9日	見附地区会	正副会長会議
	12月11日	見附地区会	講演会
令和8年	3月10日	三条地区会	正副会長会議

3. 功労者表彰者・叙勲者(敬称略)

三条税務署長表彰

長岡信治	三条法人会	常任理事
松崎仁	三条法人会	理事

公益財団法人全国法人会総連合表彰

西巻昭修	三条法人会	副会長
澗岡茂	三条法人会	常任理事

一般社団法人新潟県法人会連合会表彰

大野信一	三条法人会	理事
石井真人	三条法人会	理事
齊藤直人	三条法人会	理事

4. 運営体制の充実を図るための取組

当法人会のガバナンスの更なる充実に向け、令和7年6月13日通常総会において外部監事1名を選任し、法人会運営や理事会運営の活性化を図る体制を整えた。

5. その他

- (1) 公益法人認定法に基づく新潟県による立入検査 令和7年11月12日
- (2) 受託業務 三条桜優会監査会 令和7年8月4日
" 役員会 令和7年8月4日
" 総会 令和7年9月10日

令和8年度事業計画

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

I 活動の基本方針

公益法人制度改革により、令和8年度は公益法人に移行して15期目となり、新たな制度の下での事業活動や組織運営は定着してきたものと言える。

その上で、引き続き法人会の理念及び当会の定款に定めた目的に則り、税知識の普及や納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを基本方針とする。

また、活動を一層充実したものとするためには、組織・財政基盤の確保、充実が重要であることから、引き続き基盤強化のための活動を展開していくとともに、会員相互の交流を更に深め協力体制の確立を図りつつ、以下に掲げる諸施策に取り組むものとする。

II 主な事業計画

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

税申告や決算調整は年々複雑化してきていることから、税制改正に伴う改正内容等を適時、情報提供していく。

会員を含めた多くの方を対象に、税務に係る幅広い知識の普及や経営・財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーの開催、インターネットセミナーを活用した社内研修や経営者の自己研鑽などの研修活動の充実に努める。

令和5年10月から導入された消費税のインボイス制度等については、円滑な定着に向けた取組に努める。

(2) 講演会事業

政治・経済学者、税理士、ジャーナリスト等による視点を変えた税制に関する講演会等を実施し、「税」がより身近なものとなるよう会員企業、一般企業及び一般市民に広く参加を呼びかけていく。

(3) 租税教育事業

三条税務署管内の小中学校児童生徒、高校生等を対象に、税の意義や役割、仕組みなどを理解してもらうため、青年部会、女性部会、三条税務署、税理士会、行政等が連携して租税教育活動を実施し、「納税意識の高揚」「税知識の普及」を図る。

(4) 税の広報事業

ホームページや会報誌へ税法改正や税務申告の情報、「e-Tax」「キャッシュレス納付」の普及に資するためのPR内容を掲載し、公共施設や金融機関窓口で配布することにより、多くの企業や市民へ税務情報を広報する。

イベント会場等においては、税に関するクイズや税の仕組みをマンガで説明した小冊子を配布するなどにより、一般市民も税に関心を持てる活動の充実に努める。

申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進に努める。

(5) 税の調査研究（支援を含む。）及び税制改正への提言事業

税のオピニオンリーダーとして、引き続き「今後の望ましい税制のあり方」を基本テ

ーマに設定し、会員企業へ税に対するアンケートを実施する。

得られた意見は、税制改正要望事項として取りまとめ、国会、地方議会、関係官庁に向け、中小企業の活性化に資する税制の整備など我が国の将来を展望した建設的な提言を行う。

(6) 企業の税務コンプライアンスの向上事業

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスク軽減のために重要であることから、国税庁、日本税理士会連合会、全国法人会総連合（全法連）が作成したツールである「自主点検チェックシート・ガイドブック」を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

(7) 添付書類も含めた e-Tax の普及定着及びキャッシュレス納付の利用拡大などの電子化に向けた取組

納税者の利便性の向上と税務行政の効率化を推進するため、会員企業に対し、添付書類も含めた e-Tax の普及定着及びキャッシュレス納付の利用拡大などの電子化に向けた取組として、社会全体のDX推進等の周知や効果的な研修会の実施に努める。

会員企業による添付書類も含めた e-Tax による申告書等の提出や税のキャッシュレス納付が促進されるための研修会の実施や関与税理士への働き掛けを行う。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 講演会・セミナーの開催事業

地域社会に対し政治経済情報、健康情報、癒される機会となる福祉的情報等に関する講演会や地域経済の発展に繋がる実務セミナーを開催する。

インターネットを活用した講演会やセミナーの実施による自己研鑽機会の充実を図ることにより、地域社会の活性化や経済発展に貢献する事業を行う。事業内容は、行政関係者、医師、経営実務コンサルタント、芸術家等、様々な分野の専門家を講師に迎え、ニーズに合わせたものとし、その充実に務める。

(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

活動の軸足を税に置きつつ、広く地域社会に貢献するための活動として、会員企業や一般市民から未使用タオルの寄付を募り、社会福祉施設や医療現場での再利用が図られるよう積極的な活動に取り組む。

3. 会員支援のための親睦・交流・福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

法人会組織を存続させ、発展させる観点から、当会組織基盤の維持と強化が極めて重要となることから、引き続き会員数の維持・拡大に資するため、異業種交流の一環として会員間の情報交換や親睦事業などの諸施策を実施する。

全国的な「会員増強月間」においては、役員の率先した参画や指導の下、新規加入促進を図るとともに退会防止策を講じるなど、より効果的な対応策を展開する。

法人会事務局のガバナンス強化や職員の資質・技能向上を図り、事務局体制の基盤を強化するため、全法連、関東信越法人会連絡協議会、新潟県法人会連合会（県連）の開催するセミナーに積極的に参加する。

(2) 広報活動の充実

法人会の知名度向上や活動内容の周知を図り会員増強等に資するため、全法連情報誌の配布や法人会会報誌の発行により、税の分野を始め幅広い分野にわたる最新情報を提

供する。また、ホームページの充実、マスコミ等に対するパブリシティ強化、インターネットの活用などによる広報活動や情報提供活動を展開する。

(3) 青年・女性部会の充実

ア. 青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」については、実施学校の拡大を図る。「部会員増強運動」は、具体的な目標数値を設定し、より積極的な展開を図る。また、「財政健全化のための健康経営プロジェクト事業」の積極的な展開や、青年部会員を対象として実施するアンケート調査システムの普及・活用に努める。

イ. 女性の視点に立った活動として、女性部会活動の大きな柱である「税に関する絵はがきコンクール」や「社会貢献活動」に積極的に取り組む。また、「食品ロス削減」への取組についての検討を進める。

(4) 会員の福利厚生向上に資する事業の推進

会員企業の福利厚生制度の円滑な運営と法人会の財政基盤の安定化を図るため、制度取扱保険会社との連携を強化しつつ会員企業に対する取組を展開し、加入率の向上と福利厚生制度収入確保のための活動に注力する。

更なる加入率の向上と会員の増強につながるよう、表彰制度を活用した役員、会員による新規加入企業の紹介運動や退会防止策を講じるなど効果的な対応策を継続する。

4. 組織を充実し、全法連・県連・友誼団体との強化を図るための事業

会員支援のため、異業種交流の一環として会員間の情報交換や相互の親睦を図る事業を実施するほか、会員等に限定した研修会、講習会などの事業を行う。

会員企業の経理業務に永年の功労があった担当者を優良経理担当者表彰式において表彰することにより、一層の納税協力活動推進者として育成するとともに、広く社会に納税の重要性を広報する。

5. 本会の活動に関係する諸官公庁との連携を図るための事業

企業の発展に貢献し、企業経営における税務と経理に関して功労顕著な経理担当者を表彰する。また、税の意義や役割等の理解を深めるため、税務署と管内税務団体協議会共催の合同納税表彰式を開催し、税に関する絵はがきコンクールの優秀者を表彰する。

税務署と連携し、税に関するセミナーや教室、決算期別説明会、実務セミナー等を開催する。

6. その他本会の目的達成に必要な事業

前記1(3)の事業(租税教育事業)及び3(3)の事業(青年・女性部会の充実)に資するため、「青年の集い」「女性フォーラム」「局連青年部会合同セミナー」「局連女性部会合同セミナー」等に参加するほか、県連独自の「青年部会合同セミナー」「女性部会合同セミナー」等に継続参加する。

前記1(5)の事業(税の調査研究及び税制改正への提言事業)に資するため、「全国大会」「税制セミナー」へ継続参加する。

青年部会が中心となって取り組んでいる「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を法人会全体の事業ともするため、法人会版健康経営に関する取組について検討を行う。

令和8年度収支予算書(損益計算ベース)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

No.	科 目	令和8年度	令和7年度	増 減	備 考
1	I 一般正味財産増減の部				
2	1. 経常増減の部				
3	(1) 経常収益				
4	基本財産運用益	1,250	1,250	0	
5	基本財産受取利息	1,250	1,250	0	基本財産利息収入
6	受取会費	7,306,000	6,288,000	1,018,000	
7	正会員受取会費	7,166,000	6,150,000	1,016,000	一般会費収入
8	賛助会員受取会費	140,000	138,000	2,000	
9	事業収益	1,478,000	1,690,000	△ 212,000	
10	研修事業収益	89,000	100,000	△ 11,000	
11	広報事業収益	200,000	200,000	0	会報用広告料収入
12	会員親睦事業収益	917,000	1,100,000	△ 183,000	懇親会等会費収入
13	青年・女性部事業収益	272,000	290,000	△ 18,000	青年・女性部会費収入
14	受取補助金等	13,744,600	13,558,500	186,100	
15	受取全法連助成金振替額	12,244,600	12,108,500	136,100	全法連助成金(A)
16	受取全法連助成金	400,000	350,000	50,000	全法連助成金(B)
17	受取全法連補助金	0	0	0	全法連補助金(B)
18	受取県連補助金	1,100,000	1,100,000	0	県連補助金(B)
19	雑収益	309,622	300,700	8,922	
20	受取利息	5,622	700	4,922	受取利息収入
21	雑収益	304,000	300,000	4,000	雑収入
22	経常収益計(A)	22,839,472	21,838,450	1,001,022	
23	(2) 経常費用				
24	事業費	19,107,514	19,004,114	103,400	
25	(税制改正提言事業)公1	65,000	66,000	△ 1,000	
26	調査研究費	55,000	55,000	0	
27	委員会費	10,000	11,000	△ 1,000	
28	(税に関する研修会事業)公1	390,000	396,000	△ 6,000	
29	会場費	180,000	180,000	0	
30	資料費	0	0	0	
31	諸謝金	40,000	40,000	0	
32	新聞掲載費	28,000	60,000	△ 32,000	
33	委員会費	0	0	0	
34	通信運搬費	0	0	0	
35	消耗品費	52,000	20,000	32,000	
36	印刷製本費	20,000	20,000	0	
37	委託費	70,000	76,000	△ 6,000	
38	(租税教育事業)公1	634,000	513,000	121,000	
39	資料費	64,000	50,000	14,000	
40	諸謝金	150,000	90,000	60,000	
41	委員会費	20,000	20,000	0	
42	通信運搬費	5,000	12,000	△ 7,000	
43	消耗品費	200,000	160,000	40,000	
44	印刷製本費	130,000	125,000	5,000	
45	支払負担金	60,000	46,000	14,000	
46	委託費	5,000	10,000	△ 5,000	
47	(税の広報事業)公1	482,000	486,000	△ 4,000	
48	新聞掲載費	11,000	11,000	0	
49	通信運搬費	0	0	0	
50	消耗品費	10,000	10,000	0	
51	印刷製本費	0	0	0	
52	支払負担金	450,000	450,000	0	
53	委託費	11,000	15,000	△ 4,000	

(単位：円)

No.	科 目	令和8年度	令和7年度	増 減	備 考
54	(会報発行事業)公1	1,100,000	1,060,000	40,000	
55	会報作成費	1,060,000	1,020,000	40,000	
56	委員会費	40,000	30,000	10,000	
57	通信運搬費	0	0	0	
58	委託費	0	10,000	△ 10,000	
59	(税法税務に関する教材作成配布事業)公1	170,000	175,000	△ 5,000	
60	資料費	170,000	175,000	△ 5,000	
61	通信運搬費	0	0	0	
62	(地域社会経営支援研修事業)公2	1,796,000	1,995,000	△ 199,000	
63	会場費	260,000	323,000	△ 63,000	
64	資料費	15,000	20,000	△ 5,000	
65	諸謝金	1,150,000	1,300,000	△ 150,000	
66	新聞掲載費	70,000	80,000	△ 10,000	
67	通信運搬費	1,000	0	1,000	
68	消耗品費	31,000	30,000	1,000	
69	印刷製本費	80,000	50,000	30,000	
70	支払負担金	112,000	115,000	△ 3,000	
71	委託費	77,000	77,000	0	
72	(地域社会の経済経営に関する教材配布事業)公2	0	0	0	
73	資料費	0	0	0	
74	通信運搬費	0	0	0	
75	(社会貢献活動事業)公2	45,000	20,000	25,000	
76	会場費	0	0	0	
77	諸謝金	0	0	0	
78	新聞掲載費	0	0	0	
79	委員会費	0	0	0	
80	通信運搬費	0	0	0	
81	消耗品費	45,000	20,000	25,000	
82	印刷製本費	0	0	0	
83	委託費	0	0	0	
84	(組織基盤強化のための支援事業)他1	220,000	220,000	0	
85	会員増強推進費	220,000	220,000	0	
86	委員会費	0	0	0	
87	通信運搬費	0	0	0	
88	印刷製本費	0	0	0	
89	(会員支援事業)他1	330,000	178,000	152,000	
90	通信運搬費	160,000	0	160,000	
91	印刷製本費	30,000	38,000	△ 8,000	
92	表彰費	140,000	140,000	0	
93	(会員交流事業)他1	2,300,000	2,300,000	0	
94	会員交流費	2,300,000	2,300,000	0	
95	(会員の福利厚生への推進に関する事業)他1	190,000	170,000	20,000	
96	福利厚生事業費	160,000	145,000	15,000	
97	委員会費	0	25,000	△ 25,000	
98	通信運搬費	30,000	0	30,000	
99	消耗品費	0	0	0	
100	印刷製本費	0	0	0	
101	(管理費のうち事業費配賦額)	11,385,514	11,425,114	△ 39,600	
102	給料手当	5,456,000	5,439,280	16,720	
103	退職給付費用	140,800	129,360	11,440	
104	福利厚生費	844,800	809,600	35,200	
105	旅費交通費	598,400	598,400	0	
106	通信運搬費	1,144,000	1,415,040	△ 271,040	
107	リース料	79,200	61,600	17,600	
108	消耗什器備品費	0	0	0	
109	消耗品費	616,000	607,200	8,800	
110	印刷製本費	26,400	26,400	0	

(単位：円)

No.	科 目	令和8年度	令和7年度	増 減	備 考
111	光熱水道費	105,600	84,480	0	
112	賃借料	873,914	873,914	0	
113	委託費	308,000	308,000	0	
114	事務委託費	755,040	755,040	0	
115	支払手数料	428,560	308,000	120,560	
116	雑費	8,800	8,800	0	
117	管理費	2,831,112	2,820,870	10,242	
118	給料手当	744,000	741,720	2,280	
119	退職給付費用	19,200	17,640	1,560	
120	福利厚生費	115,200	110,400	4,800	
121	会議費	950,000	900,000	50,000	
122	旅費交通費	81,600	81,600	0	
123	通信運搬費	156,000	192,960	△ 36,960	
124	リース料	10,800	8,400	2,400	
125	消耗什器備品費	0	0	0	
126	消耗品費	84,000	82,800	1,200	
127	印刷製本費	3,600	3,600	0	
128	光熱水道費	14,400	11,520	2,880	
129	賃借料	119,170	119,170	0	
130	支払負担金	0	0	0	
131	諸会費	263,400	256,900	6,500	県連会費等
132	委託費	42,000	42,000	0	
133	事務委託費	102,102	102,960	△ 858	
134	渉外慶弔費	10,000	50,000	△ 40,000	
135	表彰費	6,000	15,000	△ 9,000	
136	支払手数料	58,440	42,000	16,440	
137	新聞図書費	50,000	41,000	9,000	
138	雑費	1,200	1,200	0	
139	経常費用計 (B)	21,938,626	21,824,984	113,642	
140	当期経常増減額 (A - B)	900,846	13,466	887,380	
141					
142	2. 経常外増減の部				
143	(1) 経常外収益				
144	固定資産売却益				
145	固定資産受贈益				
146	経常外収益計	0	0	0	
147	(2) 経常外費用				
148	固定資産売却損				
149	固定資産除却損				
150	災害損失				
151	経常外費用計	0	0	0	
152	当期経常外増減額	0	0	0	
153	税引前当期一般正味財産増減額	900,846	13,466	887,380	
154	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	
155	当期一般正味財産増減額	900,846	13,466	887,380	
156	一般正味財産期首残高	11,059,652	11,046,186	13,466	
157	一般正味財産期末残高	11,960,498	11,059,652	900,846	
158	II 指定正味財産増減の部				
159	受取補助金等	12,244,600	12,108,500	136,100	
160	受取全法連助成金	12,244,600	12,108,500	136,100	
161	一般正味財産への振替額	△ 12,244,600	△ 12,108,500	△ 136,100	
162	一般正味財産への振替額	△ 12,244,600	△ 12,108,500	△ 136,100	
163	当期指定正味財産増減額	0	0	0	
164	指定正味財産期首残高	0	0	0	
165	指定正味財産期末残高	0	0	0	
166	III 正味財産期末残高	11,960,498	11,059,652	900,846	

令和8年度 収支予算書内訳表

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)			
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用利益			1,250	1,250			0	0	1,250
基本財産受取利息			1,250	1,250			0	0	1,250
受取会費			1,932,000	1,932,000			2,293,000	3,081,000	7,306,000
正会員受取会費			1,792,000	1,792,000			2,293,000	3,081,000	7,166,000
賛助会員受取会費			140,000	140,000			0	0	140,000
事業収益		89,000		89,000			1,389,000	0	1,478,000
研修事業収益		89,000		89,000			0	0	89,000
広報事業収益				0			200,000	0	200,000
会員親睦収益				0			917,000	0	917,000
青年・女性部会事業収益				0			272,000	0	272,000
受取補助金等	7,739,800	4,504,800		12,244,600			1,100,000	400,000	13,744,600
受取全法連助成金振替額	7,739,800	4,504,800		12,244,600			0	0	12,244,600
受取全法連助成金				0			0	400,000	400,000
受取全法連補助金				0			0	0	0
受取県連補助金				0			1,100,000	0	1,100,000
雑収益				0			0	309,622	309,622
受取利息				0			0	5,622	5,622
雑収益				0			0	304,000	304,000
経常収益計	7,739,800	4,593,800	1,933,250	14,266,850	0	4,782,000	3,790,622		22,839,472

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)			
(2) 経常費用									
事業費	9,310,042	5,204,902	0	14,514,944		4,592,570	4,592,570	0	19,107,514
調査研究費	55,000			55,000		0	0		55,000
会場費	180,000	260,000		440,000		0	0		440,000
資料費	234,000	15,000		249,000		0	0		249,000
諸謝金	190,000	1,150,000		1,340,000		0	0		1,340,000
会報作成費	1,060,000			1,060,000		0	0		1,060,000
新聞掲載費	39,000	70,000		109,000		0	0		109,000
会員増強推進費				0		220,000	220,000		220,000
会員交流費				0		2,300,000	2,300,000		2,300,000
福利厚生事業費				0		160,000	160,000		160,000
委員会費	70,000			70,000		0	0		70,000
給料手当	3,100,000	1,612,000		4,712,000		744,000	744,000		5,456,000
退職給付費用	80,000	41,600		121,600		19,200	19,200		140,800
福利厚生費	480,000	249,600		729,600		115,200	115,200		844,800
旅費交通費	340,000	176,800		516,800		81,600	81,600		598,400
通信運搬費	655,000	339,000		994,000		346,000	346,000		1,340,000
リース料	45,000	23,400		68,400		10,800	10,800		79,200
消耗什器備品費				0		0	0		0
消耗品費	612,000	258,000		870,000		84,000	84,000		954,000
印刷製本費	165,000	87,800		252,800		33,600	33,600		286,400
光熱水道費	60,000	31,200		91,200		14,400	14,400		105,600
賃借料	496,542	258,202		754,744		119,170	119,170		873,914
支払負担金	510,000	112,000		622,000		0	0		622,000
委託費	261,000	168,000		429,000		42,000	42,000		471,000
事務委託費	429,000	223,080		652,080		102,960	102,960		755,040
表彰費				0		140,000	140,000		140,000
支払手数料	243,500	126,620		370,120		58,440	58,440		428,560
雑費	5,000	2,600		7,600		1,200	1,200		8,800
管理費	0	0	0	0		0	0	2,831,112	2,831,112
給料手当								744,000	744,000
退職給付費用								19,200	19,200
福利厚生費								115,200	115,200

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)			
会議費							950,000		950,000
旅費交通費							81,600		81,600
通信運搬費							156,000		156,000
リース料							10,800		10,800
消耗什器備品費							0		0
消耗品費							84,000		84,000
印刷製本費							3,600		3,600
光熱水道費							14,400		14,400
賃借料							119,170		119,170
支払負担金							0		0
諸会費							263,400		263,400
委託費							42,000		42,000
事務委託費							102,102		102,102
渉外慶弔費							10,000		10,000
表彰費							6,000		6,000
支払手数料							58,440		58,440
新聞図書費							50,000		50,000
雑費							1,200		1,200
経常費用計	9,310,042	5,204,902	0	14,514,944			2,831,112		21,938,626
当期経常増減額	△ 1,570,242	△ 611,102	1,933,250	△ 248,094			959,510		900,846
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
固定資産売却益									0
固定資産受贈益									0
経常外収益計									0
(2) 経常外費用									
固定資産売却損									0
固定資産除却損									0
災害損失									0
経常外費用計									0
当期経常外増減額									0
他会計振替額									0
当期一般正味財産増減額	△ 1,570,242	△ 611,102	1,933,250	△ 248,094		189,430	959,510		900,846

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

No.	科 目	令和7年度	令和6年度	増 減
1	I 資産の部			
2	1. 流動資産			
3	現金	13,255	28,463	△ 15,208
4	普通預金	6,016,173	6,300,124	△ 283,951
5	定期預金	0	0	0
6	未収金	25,000	0	25,000
7	前払金	16,440	0	16,440
8	【流動資産合計】	6,070,868	6,328,587	△ 257,719
9	2. 固定資産			
10	(1) 基本財産			
11	定期預金	5,000,000	5,000,000	0
12	【基本財産合計】	5,000,000	5,000,000	0
13	(2) その他固定資産			
14	電話加入権	122,800	122,800	0
15	【その他の固定資産合計】	122,800	122,800	0
16	【固定資産合計】	5,122,800	5,122,800	0
17	【資産合計】	11,193,668	11,451,387	△ 257,719
18	II 負債の部			
19	1. 流動負債			
20	未払金	0	0	0
21	預り金	134,016	126,475	7,541
22	【流動負債合計】	134,016	126,475	7,541
23	【負債合計】	134,016	126,475	7,541
24	III 正味財産の部			
25	1. 指定正味財産			
26	【指定正味財産合計】	0	0	0
27	2. 一般正味財産			
28	一般正味財産	11,059,652	11,324,912	△ 265,260
29	【一般正味財産合計】	11,059,652	11,324,912	△ 265,260
30	(うち基本財産への充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	(0)
31	(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
32	【正味財産合計】	11,059,652	11,324,912	△ 265,260
33	【負債及び正味財産合計】	11,193,668	11,451,387	△ 257,719

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

No.	科 目	令和7年度	令和6年度	増 減	備 考
1	I 一般正味財産増減の部				
2	1. 経常増減の部				
3	(1) 経常収益				
4	基本財産運用益	1,250	100	1,150	
5	基本財産受取利息	1,250	100	1,150	基本財産利息収入
6	受取会費	6,170,500	6,347,500	△ 177,000	
7	正会員受取会費	6,029,500	6,207,500	△ 178,000	一般会費収入
8	賛助会員受取会費	141,000	140,000	1,000	
9	事業収益	1,490,000	1,485,000	5,000	
10	研修事業収益	89,000	124,000	△ 35,000	
11	広報事業収益	200,000	200,000	0	会報用広告料収入
12	会員親睦事業収益	917,000	871,000	46,000	懇親会等会費収入
13	青年・女性部会事業収益	284,000	290,000	△ 6,000	青年・女性部会会費収入
14	受取補助金等	13,635,500	13,635,100	400	
15	受取全法連助成金振替額	12,108,500	11,990,100	118,400	全法連助成金(A)
16	受取全法連助成金	350,000	350,000	0	全法連助成金(B)
17	受取全法連補助金	77,000	170,000	△ 93,000	全法連補助金(B)
18	受取県連補助金	1,100,000	1,125,000	△ 25,000	県連補助金(B)
19	雑収益	323,375	276,658	46,717	
20	受取利息	13,099	4,101	8,998	受取利息収入
21	雑収益	310,276	272,557	37,719	雑収入
22	経常収益計 (A)	21,620,625	21,744,358	△ 123,733	
23	(2) 経常費用				
24	事業費	18,737,571	18,461,290	276,281	
25	(税制改正提言事業)公1	64,270	64,380	△ 110	
26	調査研究費	55,000	55,000	0	
27	委員会費	9,270	9,380	△ 110	
28	(税に関する研修会事業)公1	333,444	427,651	△ 94,207	
29	会場費	186,610	178,090	8,520	
30	資料費	0	0	0	
31	諸謝金	3,564	40,000	△ 36,436	
32	新聞掲載費	0	28,050	△ 28,050	
33	委員会費	0	0	0	
34	通信運搬費	5,040	80,126	△ 75,086	
35	消耗品費	51,990	17,015	34,975	
36	印刷製本費	16,720	0	16,720	
37	委託費	69,520	84,370	△ 14,850	
38	(租税教育事業)公1	633,759	502,980	130,779	
39	資料費	63,800	47,850	15,950	
40	諸謝金	150,000	90,000	60,000	
41	委員会費	19,640	18,590	1,050	
42	通信運搬費	4,980	8,765	△ 3,785	
43	消耗品費	224,449	162,895	61,554	
44	印刷製本費	128,590	124,300	4,290	
45	支払負担金	39,000	42,000	△ 3,000	
46	委託費	3,300	8,580	△ 5,280	
47	(税の広報事業)公1	481,900	789,545	△ 307,645	
48	新聞掲載費	11,000	11,000	0	
49	通信運搬費	0	310,010	△ 310,010	
50	消耗品費	9,900	13,035	△ 3,135	
51	印刷製本費	0	0	0	
52	支払負担金	450,000	450,000	0	
53	委託費	11,000	5,500	5,500	

(単位：円)

No.	科 目	令和7年度	令和6年度	増 減	
54	(会報発行事業)公1	1,096,000	1,084,950	11,050	
55	会報作成費	1,056,000	1,043,350	12,650	
56	委員会費	40,000	35,000	5,000	
57	通信運搬費	0	0	0	
58	委託費	0	6,600	△ 6,600	
59	(税法税務に関する教材作成配布事業)公1	168,935	361,595	△ 192,660	
60	資料費	168,935	172,326	△ 3,391	
61	通信運搬費	0	189,269	△ 189,269	
62	(地域社会経営支援研修事業)公2	1,634,801	2,268,562	△ 633,761	
63	会場費	306,685	322,580	△ 15,895	
64	資料費	12,100	17,600	△ 5,500	
65	諸謝金	951,683	1,301,156	△ 349,473	
66	新聞掲載費	69,300	97,350	△ 28,050	
67	通信運搬費	330	237,321	△ 236,991	
68	消耗品費	30,364	33,248	△ 2,884	
69	印刷製本費	75,559	58,977	16,582	
70	支払負担金	112,000	117,500	△ 5,500	
71	委託費	76,780	82,830	△ 6,050	
72	(地域社会の経済経営に関する教材配布事業)公2	0	0	0	
73	資料費	0	0	0	
74	通信運搬費	0	0	0	
75	(社会貢献活動事業)公2	42,862	80,783	△ 37,921	
76	会場費	0	0	0	
77	諸謝金	0	0	0	
78	新聞掲載費	0	0	0	
79	委員会費	0	0	0	
80	通信運搬費	0	58,524	△ 58,524	
81	消耗品費	42,862	22,259	20,603	
82	印刷製本費	0	0	0	
83	委託費	0	0	0	
84	(組織基盤強化のための支援事業)他1	311,800	252,115	59,685	
85	会員増強推進費	311,800	226,400	85,400	
86	委員会費	0	0	0	
87	通信運搬費	0	25,715	△ 25,715	
88	印刷製本費	0	0	0	
89	(会員支援事業)他1	352,887	196,811	156,076	
90	通信運搬費	155,118	32,427	122,691	
91	印刷製本費	66,495	33,110	33,385	
92	表彰費	131,274	131,274	0	
93	(会員交流事業)他1	2,563,977	2,565,543	△ 1,566	
94	会員交流費	2,563,977	2,565,543	△ 1,566	
95	(会員の福利厚生の推進に関する事業)他1	50,693	190,742	△ 140,049	
96	福利厚生事業費	21,672	168,742	△ 147,070	
97	委員会費	0	22,000	△ 22,000	
98	通信運搬費	29,021	0	29,021	
99	消耗品費	0	0	0	
100	印刷製本費	0	0	0	
101	(管理費のうち事業費配賦額)	11,002,243	9,675,633	1,326,610	
102	給料手当	5,144,817	4,681,497	463,320	
103	退職給付費用	72,576	72,576	0	
104	福利厚生費	800,122	767,599	32,523	
105	旅費交通費	413,596	589,033	△ 175,437	
106	通信運搬費	1,370,202	561,598	808,604	
107	リース料	76,500	78,253	△ 1,753	
108	消耗什器備品費	0	0	0	
109	消耗品費	663,081	701,694	△ 38,613	
110	印刷製本費	0	0	0	

(単位：円)

No.	科 目	令和7年度	令和6年度	増 減	備 考
111	光熱水道費	106,009	0	106,009	
112	賃借料	858,024	858,024	0	
113	委託費	438,971	318,809	120,162	
114	事務委託費	703,296	741,312	△ 38,016	
115	支払手数料	293,848	303,157	△ 9,309	
116	雑費	61,201	2,081	59,120	
117	管理費	3,148,314	2,963,897	184,417	
118	給料手当	809,833	736,903	72,930	
119	退職給付費用	11,424	11,424	0	
120	福利厚生費	125,945	120,826	5,119	
121	会議費	1,064,124	1,082,315	△ 18,191	
122	旅費交通費	65,104	92,717	△ 27,613	
123	通信運搬費	215,680	88,399	127,281	
124	リース料	12,041	12,318	△ 277	
125	消耗什器備品費	0	0	0	
126	消耗品費	104,373	110,452	△ 6,079	
127	印刷製本費	0	0	0	
128	光熱水道費	16,687	0	16,687	
129	賃借料	135,060	135,060	0	
230	支払負担金	0	0	0	
131	諸会費	263,400	268,950	△ 5,550	県連会費等
132	委託費	69,098	50,182	18,916	
133	事務委託費	110,704	116,688	△ 5,984	
134	渉外慶弔費	17,040	42,540	△ 25,500	
135	表彰費	5,836	0	5,836	
136	支払手数料	46,254	47,718	△ 1,464	
137	新聞図書費	66,077	47,077	19,000	
138	雑費	9,634	328	9,306	
139	経常費用計 (B)	21,885,885	21,425,187	460,698	
140	当期経常増減額 (A-B)	△ 265,260	319,171	△ 584,431	
141					
142	2. 経常外増減の部				
143	(1) 経常外収益				
144	固定資産売却益				
145	固定資産受贈益				
146	経常外収益計	0	0	0	
147	(2) 経常外費用				
148	固定資産売却損				
149	固定資産除却損				
150	災害損失				
151	経常外費用計	0	0	0	
152	当期経常外増減額	0	0	0	
153	税引前当期一般正味財産増減額	△ 265,260	319,171	△ 584,431	
154	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	
155	当期一般正味財産増減額	△ 265,260	319,171	△ 584,431	
156	一般正味財産期首残高	11,324,912	11,005,741	319,171	
157	一般正味財産期末残高	11,059,652	11,324,912	△ 265,260	
158	II 指定正味財産増減の部				
159	受取補助金等	12,108,500	11,990,100	118,400	
160	受取全法連助成金	12,108,500	11,990,100	118,400	
161	一般正味財産への振替額	△ 12,108,500	△ 11,990,100	△ 118,400	
162	一般正味財産への振替額	△ 12,108,500	△ 11,990,100	△ 118,400	
163	当期指定正味財産増減額	0	0	0	
164	指定正味財産期首残高	0	0	0	
165	指定正味財産期末残高	0	0	0	
166	III 正味財産期末残高	11,059,652	11,324,912	△ 265,260	

正味財産増減計算書内訳表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)	小 計			
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
基本財産運用益			1,250	1,250			0	0		1,250
基本財産受取利息			1,250	1,250			0	0		1,250
受取会費			1,542,625	1,542,625		2,283,085	2,283,085	2,344,790		6,170,500
正会員受取会費			1,401,625	1,401,625		2,283,085	2,283,085	2,344,790		6,029,500
賛助会員受取会費			141,000	141,000			0	0		141,000
事業収益		89,000		89,000		1,401,000	1,401,000	0		1,490,000
研修事業収益		89,000		89,000			0	0		89,000
広報事業収益				0		200,000	200,000	0		200,000
会員親睦収益				0		917,000	917,000	0		917,000
青年・女性部会事業収益				0		284,000	284,000	0		284,000
受取補助金等	7,650,000	4,458,500		12,108,500		1,100,000	1,100,000	427,000		13,635,500
受取全法連助成金振替額	7,650,000	4,458,500		12,108,500			0	0		12,108,500
受取全法連助成金				0			0	350,000		350,000
受取全法連補助金				0			0	77,000		77,000
受取県連補助金				0		1,100,000	1,100,000	0		1,100,000
雑収益				0			0	323,375		323,375
受取利息				0			0	13,099		13,099
雑収益				0			0	310,276		310,276
経常収益計	7,650,000	4,547,500	1,543,875	13,741,375		4,784,085	4,784,085	3,095,165		21,620,625

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)			
(2) 経常費用							0		
事業費	8,916,132	5,064,928		13,981,060			4,756,511		18,737,571
調査研究費	55,000			55,000			0		55,000
会場費	186,610	306,685		493,295			0		493,295
資料費	232,735	12,100		244,835			0		244,835
諸謝金	153,564	951,683		1,105,247			0		1,105,247
会報作成費	1,056,000			1,056,000			0		1,056,000
新聞掲載費	11,000	69,300		80,300			0		80,300
会員増強推進費				0		311,800	311,800		311,800
会員交流費				0		2,563,977	2,563,977		2,563,977
福利厚生事業費				0		21,672	21,672		21,672
委員会費	68,910			68,910			0		68,910
給料手当	2,870,141	1,583,937		4,454,078		690,739	690,739		5,144,817
退職給付費用	40,488	22,344		62,832		9,744	9,744		72,576
福利厚生費	446,364	246,334		692,698		107,424	107,424		800,122
旅費交通費	230,733	127,334		358,067		55,529	55,529		413,596
通信運搬費	774,415	422,175		1,196,590		368,101	368,101		1,564,691
リース料	42,677	23,552		66,229		10,271	10,271		76,500
消耗什器備品費				0			0		0
消耗品費	656,252	277,369		933,621		89,025	89,025		1,022,646
印刷製本費	145,310	75,559		220,869		66,495	66,495		287,364
光熱水道費	59,139	32,637		91,776		14,233	14,233		106,009
賃借料	478,666	264,160		742,826		115,198	115,198		858,024
支払負担金	489,000	112,000		601,000			0		601,000
委託費	328,709	211,926		540,635		58,936	58,936		599,571
事務委託費	392,348	216,524		608,872		94,424	94,424		703,296
表彰費				0		131,274	131,274		131,274
支払手数料	163,929	90,467		254,396		39,452	39,452		293,848
雑費	34,142	18,842		52,984		8,217	8,217		61,201
管理費									3,148,314
給料手当									809,833
退職給付費用									11,424
福利厚生費									125,945

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)			
会議費							1,064,124		1,064,124
旅費交通費							65,104		65,104
通信運搬費							215,680		215,680
リース料							12,041		12,041
消耗什器備品費							0		0
消耗品費							104,373		104,373
印刷製本費							0		0
光熱水道費							16,687		16,687
賃借料							135,060		135,060
支払負担金							0		0
諸会費							263,400		263,400
委託費							69,098		69,098
事務委託費							110,704		110,704
渉外慶弔費							17,040		17,040
表彰費							5,836		5,836
支払手数料							46,254		46,254
新聞図書費							66,077		66,077
雑費							9,634		9,634
経常費用計	8,916,132	5,064,928		13,981,060			3,148,314		21,885,885
当期経常増減額	△ 1,266,132	△ 517,428	1,543,875	△ 239,685		4,756,511	△ 53,149		△ 265,260
2. 経常外増減の部						27,574			
(1) 経常外収益									
固定資産売却益									
固定資産受贈益									
経常外収益計									
(2) 経常外費用									
固定資産売却損									
固定資産除却損									
災害損失									
経常外費用計									
当期経常外増減額									
他会計振替額									
当期一般正味財産増減額	△ 1,266,132	△ 517,428	1,543,875	△ 239,685		27,574	△ 53,149		△ 265,260

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
減価償却は、定額法で実施している。
- (2) 消費税等の会計処理
金額は、消費税込額で表示している。
会費収入は、不課税である。

2. 基本財産の明細、増減額及びその残高

基本財産の明細、増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
合 計	5,000,000	0	0	5,000,000

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	—	(5,000,000)	—
合 計	5,000,000	—	(5,000,000)	—

4. 固定資産の取得価額、減価償却（除却額）累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却（除却額）累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
電話加入権	122,800	0	122,800
合 計	122,800	0	122,800

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
全法連補助金B	公益財団法人 全国法人会総連合	0	77,000	77,000	0	一般正味財産
県連補助金B	一般社団法人 新潟県法人会連合会	0	1,100,000	1,100,000	0	一般正味財産
助成金						
全法連助成金A	公益財団法人 全国法人会総連合	0	12,108,500	12,108,500	0	指定正味財産
全法連助成金B	公益財団法人 全国法人会総連合	0	350,000	350,000	0	一般正味財産
合 計		0	13,635,500	13,635,500	0	

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額 事業費計上による振替額	12,108,500
合 計	12,108,500

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
【流動資産】				
現金		手元保管	運転資金として	13,255
預金		普通預金	運転資金として	6,016,173
		三条信用金庫本店		6,016,173
未収金				25,000
前払金				16,440
流動資産合計				6,070,868
【固定資産】				
基本財産	預金	定期預金	公益目的保有財産であり、運用益を 公益事業の財源として使用している。	5,000,000
		三条信用金庫本店		5,000,000
その他の固定資産	電話加入権	事務局	35-6350、32-9335(FAX) 事業全般に使用している。	122,800
固定資産合計				5,122,800
資産合計				11,193,668
【流動負債】				
	未払金			0
	預り金		社会保険料・源泉税・県市民税、個人預り金	134,016
流動負債合計				134,016
負債合計				134,016
正味財産				11,059,652

監 査 報 告 書

令和8年4月28日

公益社団法人 三 条 法 人 会
会 長 野 崎 正 明 殿

監 事 土 田 正 樹 ⑩

監 事 星 野 和 孝 ⑩

監 事 中 村 靖 ⑩

私ども監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び同法第124条に基づき、その方法及び結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法及びその内容

私どもは、理事会並びに各理事及び事務局と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告の内容について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査並びに現金、預金通帳等の実地調査を行い、当該事業年度に係る計算書類について、その適正性について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア. 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

[第2号議案] 公益社団法人三条法人会 会費に関する規程の一部改正の件

1. 概要

平成24年4月から適用している公益社団法人三条法人会 会費に関する規程（以下「規程」という。）について、将来にわたる当会の活動財源を安定的に確保するため、当該規程の一部改正を行うもの。

2. 規程改正の内容

(1) 会費の種類の変更（第2条関係）

ア 正会員の資本金に応じた年額会費を次のように改める。

イ その他字句の改正を行う。

(改正前)

正会員は資本金により次のとおりとする。

資 本 金	年 額
1,000万円未満の法人	年額 <u>3,000円</u>
1,000万円以上 3,000万円未満	年額 <u>4,000円</u>
3,000万円以上 5,000万円未満	年額 6,000円
5,000万円以上 1億円未満	年額 15,000円
1億円以上～	年額 25,000円

(改正後)

正会員は、資本金に応じて次のとおりとする。

資 本 金	年 額
1,000万円未満の法人	年額 <u>4,000円</u>
1,000万円以上 3,000万円未満 <u>の法人</u>	年額 <u>5,000円</u>
3,000万円以上 5,000万円未満 <u>の法人</u>	年額 6,000円
5,000万円以上 1億円未満 <u>の法人</u>	年額 15,000円
1億円以上 <u>の法人</u>	年額 25,000円

3. 規程の施行期日 令和8年4月1日

4. 改正規程の新旧対照表 別紙のとおり

別紙

公益社団法人三条法人会 会費に関する規程 新旧対照表

現 行	改 正 案																								
<p>第1条 (略) (会費の種類)</p> <p>第2条 会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。 年額会費は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。 (1) 正会員は資本金により次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="620 1182 919 1977"> <thead> <tr> <th>資 本 金</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円未満の法人</td> <td>年額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上 3,000万円未満</td> <td>年額 4,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上 5,000万円未満</td> <td>年額 6,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以上 1億円未満</td> <td>年額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円以上～</td> <td>年額 25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、系列会社（代表者・経理員及び事務所が親会社と同じ）については、2,000円とする。また、支店営業所については、3,000円とする。</p> <p>(2) 賛助会員は、2,000円とする。</p> <p>第3条～第5条 (略) (改 廃)</p> <p>第6条 この規程を改廃する場合は、総会の決議を経て行うものとする。</p>	資 本 金	年 額	1,000万円未満の法人	年額 3,000円	1,000万円以上 3,000万円未満	年額 4,000円	3,000万円以上 5,000万円未満	年額 6,000円	5,000万円以上 1億円未満	年額 15,000円	1億円以上～	年額 25,000円	<p>第1条 (略) (会費の種類)</p> <p>第2条 会員は、<u>毎事業年度</u>、会費を納入しなければならない。 年額会費は、<u>会員種別に</u>応じて下記各号のとおりとする。 (1) 正会員は、<u>資本金に</u>応じて次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="620 210 919 1005"> <thead> <tr> <th>資 本 金</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円未満の法人</td> <td>年額 4,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上 3,000万円未満の法人</td> <td>年額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上 5,000万円未満の法人</td> <td>年額 6,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以上 1億円未満の法人</td> <td>年額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円以上の法人</td> <td>年額 25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、系列会社（代表者・経理員及び事務所が親会社と同じ）については、2,000円とする。また、支店営業所については、3,000円とする。</p> <p>(2) 賛助会員は、2,000円とする。</p> <p>第3条～第5条 (略) (改 廃)</p> <p>第6条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規程は、<u>令和8年4月1日から施行する。</u> (令和8年3月17日 理事会承認) (令和8年6月11日 通常総会承認)</p>	資 本 金	年 額	1,000万円未満の法人	年額 4,000円	1,000万円以上 3,000万円未満の法人	年額 5,000円	3,000万円以上 5,000万円未満の法人	年額 6,000円	5,000万円以上 1億円未満の法人	年額 15,000円	1億円以上の法人	年額 25,000円
資 本 金	年 額																								
1,000万円未満の法人	年額 3,000円																								
1,000万円以上 3,000万円未満	年額 4,000円																								
3,000万円以上 5,000万円未満	年額 6,000円																								
5,000万円以上 1億円未満	年額 15,000円																								
1億円以上～	年額 25,000円																								
資 本 金	年 額																								
1,000万円未満の法人	年額 4,000円																								
1,000万円以上 3,000万円未満の法人	年額 5,000円																								
3,000万円以上 5,000万円未満の法人	年額 6,000円																								
5,000万円以上 1億円未満の法人	年額 15,000円																								
1億円以上の法人	年額 25,000円																								

[第3号議案] そ の 他

公益社団法人 三条法人会
第15回 通常総会出欠通知書

第15回通常総会	15:00~16:30	出席・欠席
記念講演会	16:30~18:00	出席・欠席
懇親会	18:10~	出席・欠席

※出欠のいずれかに○印を付けてください。

住 所 _____

会社名 _____

※送迎バスご利用の方は、乗車希望場所に○印を付けてください。
Aコース 田上町商工会前 加茂市産業センター前
Bコース 見附商工会前 今町神社前 三条市商工会栄事務所前
準備の都合がございますので、**5月29(金)**までにご投函願います。

総会欠席の場合

委任状

私は議長を代理人と定め、**令和8年6月11日(木)**開催の(公社)三条法人会通常総会における議決権行使に関する一切の権限を委任します。

住 所 _____

会社名 _____ 印

※欠席の場合も必ず本状をご返送願います。



料金受取人払郵便



差出有効期間
令和8年6月
30日まで

(切手はいりません)

郵便はがき

9 5 5 - 8 7 9 0

三条市須頃一丁目二〇番地
三条商工会議所会館5階
公益社団法人 三条法人会 行

